

広島県告示第七七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十六年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市高西町川尻字柚木山二三二の一、二三四の三、二三五、字ヤシハ谷二四四の二、

二四五の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地